

## 主な品種の等級判定基準について

### ・馬

	特級	1級	2級
血統	国が認めた家畜登録機関の登録規程に基づき発行された血統証明書がある(注1)		
能力	2級以上に該当する種畜を3頭以上生産(注2)	2級以上に該当する種畜を1頭以上生産	左記以外
体型	ブルトン種 体高150cm以上 ペルシュロン種 体高152cm以上 日本輓系種 体高150cm以上 半血種(輓系) 体高150cm以上 (いずれも2歳以上のものに限る。これ以外の品種では、体型基準はない。)		左記以外
<p>(注1) 国が認めた家畜登録機関の登録規定に基づき発行された血統証明書がないものは「級外」、品種は「その他」となります。</p> <p>また、繁殖登録申請中等の理由により、種畜検査時に血統登録証明書が用意できない場合は、事前に、繁殖登録申請書と登録申請書に添付した血統登録証明書のコピーをご用意ください。登録番号が決定している場合には、家畜登録機関が発行した登録完了通知のコピーをご用意ください。</p> <p>(注2) 受検馬の子馬が種畜であることは、飼養者からの申告に基づきます。その子馬について、種畜証明書のコピー又は種畜証明書番号をご用意ください。</p>			